

<離婚事件に関する弁護士費用のご説明>

- ・ 弁護士費用は、ご依頼時にお支払いいただく費用(着手金)と終了時にお支払いいただく費用(報酬金)の2段階でお支払いいただけます。
- ・ 事件の内容やご事情により、下記と異なる決め方をすることがあります。
- ・ 印紙代等の実費、出張を要する場合の日当交通費は別途申し受けます。

I 交渉サポート

基本料金(着手金+報酬金)

	サポート内容	金額(税別)	備考
1	協議・示談交渉	15万円	一般的な合意書作成までの費用

加算料金

	加算事由	金額(税別)	備考
1	公正証書を作成する場合	3万円	基本料金に加算
2	経済的利益が発生する場合(金銭支払を受ける、債務を免れる等)	経済的利益の10%	基本料金に加算

II 法的手続サポート

基本料金(着手金+報酬金)

	サポート内容	金額(税別)	備考
1	調停・審判	40万円	交渉サポートからの継続の場合、既払着手金は充当されます。
2	訴訟	60万円	交渉、調停・審判からの継続の場合、既払着手金は充当されます。
※ 1, 2に関し、複数の関連事件をご依頼いただき同一手続で進行する場合、事件ごとに+5万円 ex.離婚+婚姻費用分担請求、離婚+面会交流			
3	保全処分	15万円	交渉、または法的手続1, 2と併せてご依頼の場合、10万円
4	強制執行	15万円	交渉、または法的手続1, 2と併せてご依頼の場合、10万円
5	子の氏の変更許可申立	3万円	1~3に付随してご依頼いただく場合。実費別
6	年金分割審判	3万円	”

加算料金

	加算事由	金額(税別)	備考
1	複数の関連事件を1個の調停・審判手続で同時に行う場合	関連事件1件増すごとに5万円	ex.離婚+婚姻費用分担請求、離婚+面会交流
2	出廷回数が5回を超える場合	超えた期日1日あたり3万円	各手続ごと(調停・審判で5回、訴訟で5回までは基本報酬内)
3	経済的利益が発生する場合(金銭支払を受ける、債務を免れる等)	経済的利益の10%	基本料金に加算

例えば・・・

I 交渉サポート例 ・示談交渉で離婚が成立し、公正証書作成。相手から慰謝料100万円を一括で支払ってもらった。 →トータルで28万円(基本料金15万+公正証書作成加算3万+報酬加算10万)

I 交渉+II 法的手続サポート例 ・示談交渉を依頼し、その後、調停を申し立て、親権、養育費を定めて離婚が成立したが、慰謝料や財産分与は求めなかった(調停は全部で5期日)。

→トータルで40万円(基本料金40万)

II 法的手続サポート例 ・婚費分担請求調停と離婚請求調停を申し立て、いずれも調停で成立した(調停は全部で8期日)。

→トータルで54万円(基本料金40万+関連事件加算5万+期日加算9万)

II 法的手続サポート例 ・調停から依頼し、訴訟と進み、養育費、慰謝料200万円を支払ってもらった内容で離婚した(調停5期日、訴訟5期日)。

→トータルで80万円(基本料金60万+報酬加算20万)

※あくまでも一例であり、上記とは異なる場合があります。

III 継続的サポート

	サポート内容	金額(税別)	備考
離婚協議サポート	随時の相談	月額2万円	相談は何度でも無料。面談、電話、メール等ご希望の方法による。
面会交流サポート	面会交流の連絡調整、場合により立会援助	月額2万円	立会援助の場合、日当交通費等は別途発生

☆このような方にお勧めです。

- ・「まだ離婚の話はしていないが、これから相手と話し合っていくため、その都度アドバイスを受けたい。」
- ・「交渉は自分ですが、陰から支援してほしい。」
- ・「面会交流について決めたが、直接のやりとりにはまだ不安がある。」